

大阪市告示第949号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月7日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 生野屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年7月29日（火）	午前10時から 午前12時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）